

定例会における代表・一般質問時間 (令和元年第3回定例会以降)

1 代表・一般質問

・会議規則第9条(会議の時間) 会議時間は午後1時から午後5時

初日の質問時間	240分	－	30分	=	210分
2日目の質問時間	240分	－	60分	=	180分
合計					390分

① 初日は交渉会派の代表質問とする。

自民党議員団	210分	×	11人	/	32人	=	72分
みなと政策会議	210分	×	10人	/	32人	=	66分
公明党議員団	210分	×	5人	/	32人	=	33分
都民ファーストと日本維新の会	210分	×	3人	/	32人	=	20分
共産党議員団	210分	×	3人	/	32人	=	20分
合計							211分

② 2日目は交渉会派の一般質問終了後一人会派の質問とする。

自民党議員団	180分	×	11人	/	34人	=	58分
みなと政策会議	180分	×	10人	/	34人	=	53分
公明党議員団	180分	×	5人	/	34人	=	26分
都民ファーストと日本維新の会	180分	×	3人	/	34人	=	16分
共産党議員団	180分	×	3人	/	34人	=	16分
街づくりミナト	180分	×	1人	/	34人	=	5分
スマイル党	180分	×	1人	/	34人	=	5分
合計							179分

●会派持ち時間(上限) 代表質問+一般質問+再質問(質問のみ、答弁は含まず)

自民党議員団	130分	※交渉会派の代表・一般質問時間の割振りは会派に委ねる。 ※代表・一般質問の順序は、会派の所属議員数が多い順に行う。 ※同数会派の場合は、当該会派の協議により順序を決定する。 ※一人会派は第2回定例会から翌年の第1回定例会まで繰越することができる。(年間20分)
みなと政策会議	119分	
公明党議員団	59分	
都民ファーストと日本維新の会	36分	
共産党議員団	36分	
街づくりミナト	5分	
スマイル党	5分	
合計	390分	